登別中学校 学校適正配置に関する地区別検討委員会 第6回教育環境部会 会議次第

日時 令和4年8月25日(木) 18時00分 場所 登別市婦人センター講堂(2F)

- 1. 開会
- 2. 意見交換
 - (1) 未就学児童の保護者及び幼稚園関係者との意見交換について
- 3. 資料説明
 - (1) 小中一貫校の設置と虎杖浜地区との連携について
- 4. 協議事項
 - (1) 登別中学校の今後のあり方について
- 5. 閉会

小中一貫校の設置と 虎杖浜地区との連携について

令和4年8月25日 登別市教育委員会

第5回教育環境部会(7/25開催)での意見

『登別小学校と中学校を小中一貫校とし、 白老町虎杖浜地区から子どもを呼び込む ことで学校を存続できないか』



- ①小中一貫校の設置について
- 2 白老町虎杖浜地区との連携について

小中一貫校の設置について

1)義務教育学校

②中学校併設型小学校 小学校併設型中学校

- ①義務教育学校
 - 従来の小学校課程と中学校課程を組み合わ せた単独の学校。
 - ※修業年限9年(前期課程6年+後期課程3年)
 - ●一貫した教育目標・9年間を見通した教育課程
 - ●学習指導要領の組み換えによる特別教科の実施
 - 9年間における修業学年の柔軟化
 - ●学年区切りの柔軟設定で「中1ギャップ」等に対応

- ②併設型小学校・併設型中学校 既存の独立した小学校と中学校が連携して 一貫した教育を実施する形態。 ※小学校と中学校は従来の形で設置継続。
 - ●各学校の枠組みは残しつつ一貫した教育目標を設定
 - ●小・中学校が連携しながら教育課程を編制
 - ●学習指導要領の組み換えによる特別教科の実施
 - 9年間における修業学年の柔軟化

1)義務教育学校

②中学校併設型小学校 小学校併設型中学校

小中一貫教育の目的

- ①教育内容の充実への対応 教育内容・学習活動の量的・質的充実に対応。
- ②発達の早期化への対応 発達の早期化にカリキュラムの柔軟化で対応。
- ③「中1ギャップ」への対応 中学校進学時の躓きに小中一貫教育で対応。



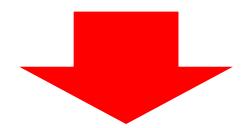
学校小規模化への対策ではない

学校小規模化の弊害

- ①人間関係の固定化
 - ・ 小中一貫校でも1学年の人数は変わらず、 人間関係固定化の弊害は解消されず
- ②競争意識の低下
 - → 小中一貫校でも1学年の人数は変わらず、 学習活動等での競争意識低下は解消されず
- ③部活動の縮小

参考)本市における小中一貫教育の推進

小中一貫教育基本方針の策定 (H30.2)



中学校区に「小中一貫教育推進協議会」を設置し、小学校と中学校が連携した教育を推進

- 9 年間を見通した教育課程の編成
 - ●小学校・中学校の教職員の連携
 - ●小学校・中学校の児童・生徒の交流

虎杖浜地区との連携について

義務教育制度について

小・中学校は市町村に設置義務



- ●基礎自治体に設置義務を置くことで、 義務教育の安定性を確保
- ●住民に最も身近な自治体の設置とし、 地域色豊かな教育を実施することで、 地域への愛着や郷土愛を醸成

義務教育制度について

小・中学校:市町村に設置義務



市町村が通学する学校を指定

虎杖浜地区の子どもは白老町立小・中学校に通学

登別地区 の子どもは登別市立小・中学校に通学

虎杖浜地区の子どもを受け入れるためには、 特例的な制度の活用が必要

学校設置に関する特例的制度について

①区域外就学

教育委員会への届出により、住所地以外の学校に通学することが可能に。個々の届出で 区域外通学を特例的に認める制度。

②組合による学校設置

複数の市町村が一部事務組合を設立し、組合立の学校を設置。市町村を跨る校区を設定。 学校運営効率化のため用いられることが多い。

学校組合設立の可能性について

(仮称)登別・虎杖浜学校組合を設立

両地区を校区に組合立学校を設置し、両地区児童・生徒が就学。



- ●白老町に学校組合設立の意向はあるのか?
- ●虎杖浜地区住民の理解は得られるのか?
- ・虎杖浜地区の子どもの受入が解決策になるのか?(虎杖浜小学校全校生徒34人※R4年度実績)

現実的な選択肢にはなり得ないのでは?